**田布施町生活応援商品券2023**

**取扱店募集要領**

田布施町商工会

**1．目的**

　町内の店舗等において利用できる田布施町「生活応援商品券2023」（以下「商品券」という。）を発行することにより、物価高騰による家計への生活応援及び地元消費の活性化を支援することを目的とする。

**2．事業主体**

　田布施町

**3．発行する各商品券の概要**

（1）名称

　　「田布施町生活応援商品券2023」　　全町民に対し田布施町が配布

（2）発行総額

　「田布施町生活応援商品券2023」　 72,500,000円

（3）発行冊数

　「田布施町生活応援商品券2023」　 14,500冊

（4）1冊当たりの構成

　　「田布施町生活応援商品券2023」　　1,000円×5枚綴り （5,000円分）

（5）額面

　1枚あたり　1,000円

（6）発行・配布時期

　　令和5年10月2日（月）から田布施町より順次発送予定

（7）使用期間

　令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）

（8）その他商品券の取扱いについての留意事項

・取扱店舗において使用期間内に限り使用可能とする（期間後は無効）

　・購入後の返品はできない

　・現金との引換えはしない

　・つり銭は支払わない

**4．商品券の利用対象から外れるもの**

（1）出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

（2）有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

の購入

（3）たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

（4）土地、家屋購入、家賃、駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い

（5）現金との換金、金融機関への預け入れ

（6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い

（7）特定の宗教,政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

（8）商品券の交換または売買

（9）その他、田布施町商工会が適当でないと認めたもの

**5．取扱店への登録資格**

　町内に店舗等を有する事業者のうち、次の項目に該当しない者

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者

（2）特定の宗教,政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

（3）上記「4．商品券の利用対象から外れるもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者

（4）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者

**6．取扱店の参加料**

　無料

**7．取扱店の参加申込方法**

　申込書に必要事項を記載の上、郵送・FAXいずれかの方法で、田布施町商工会へ申し込む。申し込んだ店舗には、後日、取扱店標示の「取扱店ポスター」「取扱要領」「商品券見本」を配布する。

**8．取扱店の申込期間**

　令和5年8月1日（火）～令和5年8月３1日（木）

　なお、申込期間終了後の申込みは受け付けるが、取扱店を一覧で周知する際のチラシに店名等が記載できなくなる。

**9．商品券の換金方法**

（1）取扱店の換金について

　取引により商品券を得た取扱店は、金融機関に商品券（裏面に取扱店ゴム印を押印）、換金請求書を提出し、換金を申し出る。

　換金は、指定期日（毎月3日、13日、23日（但し、店休日の場合は翌営業日））に金融機関へ提出するものとする。

　商品券を換金する際の負担金手数料は無料とする。

（2）金融機関の事務について

　金融機関は、枚数及び取扱店印を確認後、速やかに指定口座に入金する。

　金融機関は、回収した商品券にパンチ穴をあけて再利用防止処理を行った後、田布施町役場に引き渡し、役場はこれを保管する。

　換金にかかる金融機関の手数料は、田布施町商工会が負担する。

（3）その他

換金請求書は、各金融機関の窓口に設置し記入するものとする。

換金請求初回日は、令和5年11月13日（月）とする。

換金請求最終日は、令和6年　2月26日（月）とする。

取扱金融機関は、山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫の各田布施支店に限る。

**＜参考＞商品券取扱フロー**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 田布施町（商品券配布）　・　　田布施町商工会（商品券発行者） | | | |
| 1. 商品券配布 |  | ⑥ 商品券回収 | ⑦ 手数料請求 |
| 消 費 者 | | 金融機関 | |
| 1. 商品券で支払い | 1. 商品等提供 | 1. 商品券   換金請求 | 1. 換金代金   支払い |
| 取 扱 店 | | | |